

消防器の破裂による事故が発生しています。

～ 古くなった消防器の取り扱いには気を付けてください。～

平成21年9月15日、大阪市内で屋外に設置されていた消防器が破裂して、小学生が重傷を負う事故がありました。

この事故は、老朽化した消化器に触っているときに破裂したものと報道されています。変形や損傷、錆びがあるなど老朽化した消防器の取り扱いには十分気を付けてください。

(メーカーが示す耐用年数を経過していない場合でも、変形や錆びのあるものは同様です)

どうして破裂するの？

消防器内部には圧縮された二酸化炭素ボンベが内蔵されています。消防器のレバーを握ると、ボンベが破られ、本体容器の内部に二酸化炭素が充満し、その圧力で薬剤が放出されます。その時、消防器本体やキャップに腐食や変形があると、その部分が圧力に耐えられなくなり、破裂が起こります。消防器の設置については次のことに注意してください。

- ・ 水が掛かる場所、湿気のある場所に設置しない。
- ・ 直接地面に設置しない。
- ・ 時々点検し、ホース結合部の緩み、本体に腐食やキズが無いか確認する。

その消防器は大丈夫？

一般家庭における消防器の設置や点検の義務はありませんが、消防器の一般的な耐用年数は5～8年となっています。8年以内であっても、腐食やキズなど異常がある場合は使用を避けください。古くなった消防器(特に腐食があるもの)は無理に使用せず、取扱事業者に点検や廃棄処分を依頼してください(有償です)。

また、容器内の消化粉末は、長い間放置したり、湿気の高い場所に設置していると固まってしまう可能性があり、いざ使用しようとした際に消化粉末が出てこない恐れがあります。定期的に消防器を傾けて、容器内の粉末がサラサラ動いているか、耳を近づけて聞いてみましょう。(予防にもなります。) 誤って安全ピンを抜かないように、注意してください。

消防署や市の清掃事業では、不要になった消防器の回収は行なわれていません。

消防器の点検や廃棄処分に関する問い合わせはこちらへどうぞ

- ・ 市原書房設備協同組合 42-1520
- ・ 市原市消防局 23-0119 (代)
- ・ 姉崎消防署 61-0642
- ・ 消火器メーカー

(市原市消防局ホームページほかより抜粋、文責: 多田)